

# 第二十六回 帝國議會 砂糖消費稅法中改正法律案外七件委員會議錄(速記)第七回

明治四十三年二月九日午後一時五十八分開議

出席委員左ノ如シ

菊池

侃二君

會議

森

正君

的野

春五君

近江谷

榮次君

關田

嘉七郎君

岩下

清周君

三土

忠造君

夏井

保四郎君

河上

英君

大繩

久雄君

中村

豐次郎君

矢島

浦太郎君

佐野

半介君

綾部

惣兵衛君

幸盛君

有田

源一郎君

坂

泰碩君

龜松君

吉三郎君

肥後

幸盛君

竹内

正志君

飯田

精一君

中村

啟次郎君

遠藤

吉平君

佐野

半介君

的野

春五君

近江谷

榮次君

關田

嘉七郎君

岩下

清周君

三土

忠造君

夏井

保四郎君

河上

英君

大繩

久雄君

中村

豐次郎君

矢島

浦太郎君

佐野

半介君

的野

春五君

近江谷

榮次君

關田

嘉七郎君

岩下

清周君

三土

忠造君

夏井

保四郎君

河上

英君

大繩

久雄君

中村

豐次郎君

矢島

浦太郎君

佐野

半介君

的野

春五君

近江谷

榮次君

關田

嘉七郎君

岩下

清周君

三土

忠造君

夏井

保四郎君

河上

英君

大繩

久雄君

中村

豐次郎君

矢島

浦太郎君

佐野

半介君

的野

春五君

近江谷

榮次君

關田

嘉七郎君

岩下

清周君

三土

忠造君

夏井

保四郎君

河上

英君

大繩

久雄君

中村

豐次郎君

矢島

浦太郎君

佐野

半介君

的野

春五君

近江谷

榮次君

關田

嘉七郎君

岩下

清周君

三土

忠造君

夏井

保四郎君

河上

英君

大繩

久雄君

中村

豐次郎君

矢島

浦太郎君

佐野

半介君

的野

春五君

近江谷

榮次君

關田

嘉七郎君

岩下

清周君

三土

忠造君

夏井

保四郎君

河上

英君

大繩

久雄君

中村

豐次郎君

矢島

浦太郎君

佐野

半介君

的野

春五君

近江谷

榮次君

關田

嘉七郎君

岩下

清周君

三土

忠造君

夏井

保四郎君

河上

英君

大繩

久雄君

中村

豐次郎君

矢島

浦太郎君

佐野

半介君

的野

春五君

近江谷

榮次君

關田

嘉七郎君

岩下

清周君

三土

忠造君

夏井

保四郎君

河上

英君

大繩

久雄君

中村

豐次郎君

矢島

浦太郎君

佐野

半介君

的野

春五君

近江谷

榮次君

關田

嘉七郎君

岩下

清周君

三土

忠造君

夏井

保四郎君

河上

英君

大繩

久雄君

中村

豐次郎君

矢島

浦太郎君

佐野

半介君

的野

春五君

近江谷

榮次君

關田

嘉七郎君

岩下

清周君

三土

忠造君

夏井

保四郎君

河上

英君

大繩

久雄君

中村

豐次郎君

矢島

浦太郎君

佐野

半介君

的野

春五君

近江谷

榮次君

關田

嘉七郎君

岩下

清周君

三土

忠造君

夏井

保四郎君

河上

英君

大繩

久雄君

中村

豐次郎君

矢島

テ、消費稅ヲ課セヌト云フコトニナツタノデアリマス、要スルニ製造ノ原料等ニ用井ルモノニ

ハ、課セヌト云フコトニナツタノデアリマス、之ニ對シテ「其他ノ原料」ト云フ文字ヲ加ヘタ  
イト云フ御說ガアツタノデアリマス、政府ハ之ニ對シテ「其他ノ原料」ト申シテモ今漠然ト  
シテ分ラナイ、今取調べ中デアルカラ、若シ取調ガ付イタナラバ、時機ヲ見テ工藝ノ發達  
等ニ關スルモノハ消費稅ヲ免除スルヤウナコトヲ相談スルコトアルベシト云フノ御答ガアッ  
タノデアリマス、ソレデ此原案ニ決定致シタノデアリマス、之ニ付テ御意見ハ如何デスカ

論斯ウ云フ規定がアリマシタトコロガ、ソレニ依ツテ何時デモ收稅官吏が此者ハ虛偽ノ答辯ヲシタノデアルカラト言ツテ、犯罪ヲ問フト云フヤウナコトハソレハナイコトデアリマシテ、結果裁判ノ結果其者ガ斯ウ云フヤウナ虛偽ノ申立ヲナスモノデアルト云フトコロノ決定ヲ受ケテ、始メテソレニ依ツテ罪ヲ科セラレルト云フコトニナルノデアリマシテ、御心配ニナルヤウナコトハナカラウト思フノデアリマス、殊ニ此規定ハ此法律ニ於テ始メテ現ハレタモノデナク、既ニ稅法ノ上ニ於テ同様ノ規定ガアル、ソレカラ後段ノ方ノ忌避シ若クハ之ニ支障ヲ加ヘタルトキ」ト云フノハ、是ハ稅法ノ規定ニ於テハ例文ニナシテ居ルノデアルカラシテ、織物消費稅法中ニ於テノミ削ラレルノハ反對ヲ致シテ置キマス

○關田嘉七郎君 私ハ此案ニ付キマシテ意見ヲ述ベマス、前ニ政府委員ニ一應確メテ置キタイコトガアリマス、チヨヅト御尋シテ置キタイガ差支アリマセカ

○委員長(菊池侃二君) 宜シウゴザイマス  
○關田嘉七郎君 此法律ニ依リマスルト云フト、此頃來委員會ニ於テ政府委員ノ御答辯ニ依リマスレバ、此織物ヲ引取ルト云フノハ仲買人若クハ販賣者其他ノ人が引取ラウトモ、製造者自身ガ引取人ニナシテモ何レデモ差支ヘナイノデアルカラ、今マテノ非常特別稅法中ニアル織物稅ト大差ノナイト云フ御答辯デアッタ、所が此織物製造者自身ガ引取人ニナリマシタ場合ニ於テ、其引取人ナル者ハ此法律ニ依ツテハ何レノモノニナルノデアルカ、ツマリ販賣業者若クハ仲繼業者、仲買業者ト云フモノト同シ資格デ引取人ト云フコトニナレバ、若シ犯則ノ場合ニ於テハ——犯則者モアツテ處分ヲ受ケル場合ニ於テハ製造人ハ一面ニ於テハ製造家ト云フ方ノ側カラ處分ヲ蒙ル又一面ニ於テ引取人ト云フ方カラ處分ヲ蒙ル、即チ一人ノ人が二ツノ罰則ヲ受ケルト云フコトニナリハセヌカト思ヒマスカラ、製造家自身ガ引取人ニナシタ場合ニ於テハ、之ヲ處分スル上ニ於テ製造家其者ヲ一重ニ處分スルト云フコトニナルノデアルカ、或ハ其場合ニ於テハドウ云フ方法ヲ取ラレマスカ、政府委員ノ言明ヲ此席ニ於テ聞イテ置キタイト思ヒマス

○政府委員(菅原通敬君) 唯今ノ御尋ハ、此稅法ノ第十條及第十一條ニ關係シテ法ヲ取ラレマスカ、政府委員ノ言明ヲ此席ニ於テ聞イテ置キタイト思ヒマス  
○關田嘉七郎君 宜シウゴザイマス  
○政府委員(菅原通敬君) 此場合ニ於キマシテ製造人ガ織物ヲ自ラ引取り、稅ヲ納付セズシテ自ラ引取ル、サウ云フコトニナリマスト云フト、第十條ノ犯則ニナルノデアリマス、ソレカラ製造人ガ自ラ引取ルカ、同時ニ織物ノ引渡ラスルコトニナリマスト、第十一條ノ適用ヲ受ケルト云フコトニナリマス、ソレデ是ハ現行ノ織物消費稅ニ付キマシテモヤハリス様ナ規定ガアリマスガ、此場合ニ於キマシテ製造人ガ自ラ引渡人トナリ、又自ラ引取人トナルト云フコトデアリマスカラ、法律ノ嚴格ナル意味カラ申シマスト、兩方ノ適用ヲ受クベキモノデアルト信シテ居リマス、ソレデ宜シウゴザイマスカ

○綾部惣兵衛君 私ハ先刻委員會ニ於テ、此織物消費稅ノ廢稅ノ意見ヲ述ベマシタガ、不幸ニモ倒レマシタ、併シ此場合ニ置キマシテ長理由ハ申シマセバ、吾々ハ又新會ノ同志其他ト共ニ、此織物消費稅ノ惡稅デアルト云フ上カラ廢稅案ヲ提出シテアリマシテ、其理由ハ既ニ二十五議會ニ於テ諸君ノ御耳ニモ屢々入レアルコトデアルカラ、開イテ居リマス

其理由毛事々シク長ク述ベルコトハ省キマシテ、茲ニ反對デアルカラ此廢止ヲ主張シテ居ルニ依ツテ、此場合ニ於テモ此消費稅法ノ改正法案ニ付テモ反對デアルト云フコトヲ述べテ、而シテ一言否決ノ意見ヲコニニ發表シテ置キマス

○中村啓次郎君 織物當業者ハ從來現行法ノ七條ニ依リマシテ「毛織物以外ノ消費稅ハ製造場、稅關又ハ保稅倉庫ヨリ織物ヲ輸出スル前ニ相當印紙ヲ貼用シ稅金ノ納付ニ代フヘシ」此規定ガアリマシタノニ、代フルニ、第四條ヲ以テシテ「消費稅ハ製造場、稅關又ハ保稅倉庫ヨリ織物ヲ引取ルトキ引取人之ヲ納付スヘシ」之ヲ改メシタルタゞニ從來ノ標準課稅ト云フモノガナクナシテ、法律ノ文面通り厲行サレルト云フコトヲ恐レテ、改正法ハ體ノ宜イ一種ノ增稅案デアルト云フコトヲ訴ヘル者ガアルノデアリマス、所ニ先刻政府委員ニ斯ノ如キ冷酷ナルヤリ方スル積リテ、斯ノ如キ改正法ヲ出シタノデアルカト云フコトヲ尋ねマシタラ、從來ノ通リ標準課稅ハ標準課稅トシテ行ソノデアルト云フコトヲ申サレタノデアルデアリマスカラ、此機會ニ政府委員ガ唯今私ガ申シタル通り、法律ノ改正ニ依リマシテ從來ノ標準課稅ト云フモノヲ改メナイト云フコトヲ言明ヲシテ戴キタイ

○政府委員(菅原通敬君) 唯今御尋ノコトハ、大體ニ於テ其通リデアルト申上ゲテ宜シイノデアリマスルガ、御話ノ中ニ京都ノ方ニ於テハ六掛デアル、又名古屋ノ方ニ於テハ八掛デアル、又兩毛地方ニ於テハ七掛デアルト云フヤウナコトニナシテ居ルカ、其通リヤルノデアルカト云フ御話デアリマスガ、ソレハ各地トモ變ラヌノデアリマス、現在ニ置キマシテ織物ニ對シマシテ一々ノ査定ノ場合ニ於テ價格ヲ評定スルト云フコトハ致シマセバ、豫メ或織物ニ對シマシテ標準ノ價格ヲ設ケテ査定ヲ致シテ居ル、其標準ノ價格ノ定メ方ハ何レノ地方ニ於テモ成ルベク同様ニナルヤウニ、公平ヲ保ツテ居リマスカラ、今仰セラル三地方ニ於テ異ナルト云フコトハナイ筈デアル、ソレハ姑ク措キマシテ、免モ角織物ノ課稅方法ニ付テ、即チ其價格ノ評定方法ニ付テハ、法律上改正ガアツモ現ニヤクテ居リマスノト少シモ變ヘナイ積リデアリマス、其事ダケハ申上ゲテ置キマス

○乾龜松君 此際私ハ政府委員ニ尙一應質問ヲ致シタイト思ヒマス、織物稅ノ惡稅ト云フコトハ天下ノ輿論ニナシテ居リマスケレドモ、過日政府委員ノ御答辯ニハ將來ニ於テモ織物消費稅ナルモノハ、改正セヌ意見デアルト云フコトヲ確言致サレマシタ、是ハ止ムヲ得ヌト致シマシテ、尙私ガ問ハント欲シマスルトコロハ、改正ハナサラヌケレドモ此織物稅ノ中ニハ今ノ改正案デハマダ多少偏重偏輕ノ嫌ガアラウト思ヒマス、例ヘテ申シマスルト、綿布ト絹布トノ稅率ヲ改正スルト云フノ御意思ガアルヤ否ヤト云フコトヲチヨツト伺ヒタ  
○政府委員(菅原通敬君) 其事ニ關シマシテハ前會ニモ御答辯申シテ居ル筈デアリマスガ、唯今ノ所ニ於キマシテ綿布織物デアル、或ハ絹織物デアルト云フコトニ依ツテ、其稅率ニ等差ヲ設ケルヤウナ考ハ有テ居リマセバ、「討論終結」討論終結ニ賛成」ト呼フ者アリ)

- 乾龜松君 尚チヨット希望ヲ述ベマス  
○委員長(菊池侃一君) 討論終結ニ賛成ガアリマスカラ是デ……  
○乾龜松君 順序ハサウデセウガ、是ダケハ御許シニナツタラ宜カラウ  
○委員長(菊池侃一君) 今日ハ質問ノ時期が過ギテ居リマス  
○乾龜松君 私ハ不幸ニシテ特別委員會ノ時分ニハ委員デアリマセヌ故ニ、希望ヲ述ベタカツタガ、委員以外ノ者ハ述ブルコトハ出來ナイノデ希望ヲ述ベルコトが出來ナカッタ……  
○委員長(菊池侃一君) 特別委員會ハ先達カラ五回モ開イタ事件デアリマスカラ、本件ノ質問ハ其場合ニ済ンデ居ル筈ナシデス  
〔許シ給ヘト呼フ者アリ〕
- 委員長(菊池侃一君) 此ニ討論終結ト云フ論が出マシタカラ御控へ下サルヤウニ……  
○乾龜松君 私ハ控ヘルコトハ構ヒマセヌガ、討論終結ト云フコトハナイト云フ話モゴザ見ガアリマシタナラバ先決問題デアルカラ……  
○委員長(菊池侃一君) ソレデハ討論終結ノ議論が出マシタ以上ハ先ダ其決ヲ取ラナケレバナラヌ  
○乾龜松君 意見ヲ述ベルノデハナインデス  
○委員長(菊池侃一君) 討論終結ノ決ヲ採レト云フコトデアリマスカラ、議長ノ職責トシテハ兎ニ角ソレヲ採ラヌト職責ヲ盡サヌコトニナリマスカラ、御推察ヲ願ヒマス、討論終結ニ御同意ノ御方ハ起立ヲ願ヒマス
- 起立者 多數  
○委員長(菊池侃一君) 多數デス  
〔少數ト呼フ者アリ〕  
○委員長(菊池侃一君) ソレデハ間違タト云フコトハ取消シマスガ、是ハ砂金採取地稅法トアルハ砂礦區稅トル方ガ宣シ、砂礦區稅ト云フコトニ改メマス、隨テ文ナケレバナラヌ  
○乾龜松君 意見ヲ述ベルノデハナインデス  
○委員長(菊池侃一君) 討論終結ノ決ヲ採レト云フコトデアリマスカラ、議長ノ職責トシテハ兎ニ角ソレヲ採ラヌト職責ヲ盡サヌコトニナリマスカラ、御推察ヲ願ヒマス、討論終結ニ御同意ノ御方ハ起立ヲ願ヒマス
- 起立者 多數  
○委員長(菊池侃一君) ヤハリ多數デス、ソレデハ討論終結ニシマス  
○乾龜松君 ソレデハ本會デ述ベマス  
〔委員會ノ修正案ト廢案トアリマスト呼フ者アリ〕  
○委員長(菊池侃一君) ソレデハモウ一遍討論終結ニ御同意ノ御方ハ起立ヲ願ヒマス  
○起立者 多數  
○委員長(菊池侃一君) 多數デス、ソレデハ討論終結ニシマス  
○乾龜松君 ソレデハ本會デ述ベマス  
○委員長(菊池侃一君) ドウデス、廢案ト云フコトノ決ヲ採テ見テハ……  
○委員長(菊池侃一君) ソレデハ廢案ニ御同意ノ方ハ起立……  
○委員長(菊池侃一君) 少數デアリマス、ソレカラ委員會ノ修正十八條ノ第四ハ……  
〔委員長報告通り又異議ナシト呼フ者アリ〕

- 委員長(菊池侃一君) ソレデハ決定シマス、次ハ賣藥稅法改正案ニ付テ御報告ヲ申シマスルガ、此案ニ付テハ賣藥一包毎ニ一年間製造高ノ定價トアシテ、一包毎ニ取ルト云フノハ公平ヲ得ヌカラ「一包毎ニト云フ四字ヲ削ッテ、サウシテ總テ賣藥ノ製造總高ニ對シテ課稅スル方ガ適當アルト云フ綾部サンカラノ議論モアリマシタガ、ソレハ成立タナカツタノデアリマス、特別委員會デハ原案ニ極メタノデアリマス、但シ本條ノ外デハアリマスルガ、前會ニ於テ綾部サンカラ質問ノアツタ「タカヂアスター」ノ類ノ藥——賣藥類似ノ藥ハ內務省が許シテ、サウシテ無稅デ賣買シテ居ルモノガアル、ソレハドウモ如何ニモ調査ノ上不法デアルヤウデアリマスカラ、ソレハ此案ノ結果ヲ議場へ報告スル時ニ併セテ政府ニ警告スルト云フコトニ御極メニナツタノデアリマス  
〔賛成〕委員長報告通りト呼フ者アリ〕
- 委員長(菊池侃一君) ソレデハ賣藥ハ報告通り、次ハ砂金採取デアリマスガ、是ハ少シ修正ガアルヤウデス、深イ修正デハアリマセヌガ、特別委員會ニ於テ飯田サンカラ出シタ修正デアリマス、第一「砂金採取地稅法」トアリマスケレドモ、是ハ間違テ居ルサウデス  
○政府委員(菅原通敬君) 間違テ居ルノデモナインデス  
○委員長(菊池侃一君) ソレデハ間違タト云フコトハ取消シマスガ、是ハ砂金採取地稅法トアルハ砂礦區稅トル方ガ宣シ、砂礦區稅ト云フコトニ改メマス、隨テ文ナケレバナラヌ  
○乾龜松君 「砂金採取業者」トアルノヲ「砂礦區」ト改メル、ソレカラ第三條ノ「北海道附近及ヒ市町村ハ砂礦區稅ニ對シテ百分ノ十以内ノ附加稅ヲ課スルコトヲ得」ト云フ條項ヲ加フルカ宜トイト云フ、是ハ飯田サンカラノ御發議デアツテ、政府モ無論同意ラセラレタノデアリマス  
○綾部惣兵衛君 サウスルト、第一條ノ河床ニ非ザルモノト云フモ砂礦區トナルノデスカ  
○委員長(菊池侃一君) サウデス——ソレカラ附加稅ノコトハ元來砂金採取法ト云フモノガアリマスケレドモ、鑛業法ノ方ニ於テ附加稅ノコトヲ極メテアツテ、サウシテ砂金採取法ニ於テハ鑛業稅法ヲ適用ストアツサウデス、今度ハ砂金採取地稅法トルニシロ、或ハ砂礦區稅トルニモシロ、特別シテ獨立ノ議案トル以上ハ、第三條ノ如ク附加稅ノコトヲ極メナケレバナラヌト云フ趣意カラスクナツタノデアリマス  
〔委員長報告通り又異議ナシト呼フ者アリ〕  
○委員長(菊池侃一君) ソレデハ報告通りト極リマス、次ハ鑛業法改正案、之ニ對シテハ飯田サンカラ修正案が出て、政府モ同意セラレテ居ル、特別委員ハ全會一致ヲ以テ可決シタ  
〔異議ナシト呼フ者アリ〕  
○綾部惣兵衛君 マダ報告ガナイノニ……  
○委員長(菊池侃一君) ソレハ八十八條中本稅百分ノ十ヲ——尤モ此八十八條ハ……  
〔委員長報告通り又異議ナシト呼フ者アリ〕  
○委員長(菊池侃一君) ソレハ八十八條ノ本稅百分ノ十、鑛山稅百分ノ十、試掘國稅百分ノ三、採掘國稅百分ノ七ニ改ムルト云フコトニ同ジ趣意テ行ツタノ

デス

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○委員長(菊池侃二君) 是ハ報告通リニ極リマス、登録税法改正案ハ何等ノ意見モナク原案ニ極シタノデアリマス

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○委員長(菊池侃二君) 登録税法モ御異論ハナイト認メマス、ソレカラ取引所法案デス、之ニ付キマシテハイロノ御議論ガ出マシタガ、其結果原案ニ特別委員會ハ決定シタノデアリマス、其次ニハ狩獵法中改正案ハ修正ガ出マシタ、狩獵法改正案ハ、第十一條中金二十圓、四十圓トアルノヲ二十圓トシタ、ソレカラ其次ノ金十圓ヲ二十圓トアルノヲ金十五圓トシ、其次ニ金二一圓ト五圓トアルノヲ四圓トシタ、要スルニ之ヲ採決シマスルト、一等三十圓、二等ガ十五圓、三等ガ四圓トスウナシテ、少シク政府案ヨリ減ジマシタ、其減ジタ理由ハ之ヲ減ゼラレテモソレダケ出願者が多イカラ收入ニハ差響キがナイト云フ見込デアリマス、サウシテ此狩獵者ノ一般ニ多ク便利ヲ與ヘルト云フ趣意デスクノ如ク極リマシタ

○政府委員(菅原通敬君) 此修正案ニ付キマシテハ、特別委員會モ申上ゲマシタ通り、政府ハ御同意ヲ致シ兼ネルノデアリマス、既ニ政府ノ發案ト致シマシテ二十圓デアルトコロヲ二十圓、十圓デアルトコロノモノヲ五圓ニ減シタノデアリマス、御承知ノ通り他ノ諸稅ニ付キマシテハ餘り多クノ稅率ノ輕減等ヲ致シテ居リマセヌノニ、此狩獵法ニ於キマシテハ特ニ是ダケノ輕減ニナリマス、其上ニ之ヲ輕減ナサルト云フ、他ノ稅ニ對シテ權衡ヲ失スルコトニモナリマシ、其結果トシテ歲入ヲ減ズルコトニナルノデアリマスカラ、既ニ政府ノ發案致シマシタコロニ於キマシテモ、此ニ付テハ三割ノ狩獵免許者ヲ増加スルモノデアル、三等ニ付テハ五割ノ免許者ヲ増加スルモノデアルトシテ計算致シマシタメニ、多少ノ增收ヲ見ルヤウニナシテ居リマスケレドモ、之ヲ此以上輕減致スト云フコトニナリマスト、此輕減致シマシタ割合ニ應シテ狩獵免許者ヲ見ルコトガ出來マセヌカラシテ、收入ノ上ニ大ナル減少ヲ見ルニ至ルグラウト思ヒマス、加之餘り之ヲ輕減致シマスト、爲ニ亂獵ニ陷リマスルカラ狩獵取締ノ方カラモ政府案ガ相當ト思ヒマス、是ニハ反対ラシテ置キマス

○河上英君 本案ハ一昨年ノ議會ニ於キマシテ大多數ニ此減稅ノ建議が通過シテ居リマス、唯今政府委員モ御述ベニナリマシタコトハ、ツマリ皆是ハ程度ノ見込ニ過ギナイ問題デアル、政府委員モ必ズ削減ラシテ、唯今御話ニナシタヤウナコトが實行シ得ラレルカドウカ、恐ラク神ナラヌ菅原君デアル以上ハ分ルマイト思フ、ソコデ私が勝手ニ計算ラシタノデアリマスケレドモ、免ニ角四十一年度ノ人員ガ四百三十四人、一等デ甲乙ヲ合セテ見マストサウナシテ居リマス、サウシテ其稅率ガ四十圓デアッテ、一万二千三百六十圓ト云フコトニナシテ居ル、之ヲ吾々が修正ヲ致シマシタ所デハ、此人員ヲ五割増シテ六百五十一人トナリマス、此稅額ヲ三十圓トシマシテ一万九千五百三十圓ト云フコトニナリマス、差引キマシタ所デハ、此政府案ト修正案トハ一千百七十圓ノ餘裕ガアルノデアリマス、ソレカラ又一等ノ分デハヤハリ四十一年度ノ人員ガ千四百九十四人デ、之ニ對シマスル、收入ガ四万二千七百六十圓トナシテ居リマス、之ヲ修正シマ

シタトコロノ人員ガ二千九百八十四人、即チ倍ト見積リマシタ額ヨリ割出シマスト四万

四千七百六十圓ニナリマス、是亦一千圓ノ增收がアルト見込ニテ居リマス、ソレカラ三等ニアッテハ人員四万二千四百四十四人、假リニ一倍半トシ、政府モ是ハ二倍ニ

見積ツテ居リマス、其人員ガ十一万三千八百人ニナリマス、此收入ガ四十一万五千

二百一十八圓ト致シマシテ、先キノ十一万八千百二十圓ノ金ヲ此ニ等ニ合計致シマスレバ十二万二千九百九十圓ノ增收ニナリマス、是モ見込テアリマスカラ、私モ神ナラヌ者アルカラ確言スルコトモ出來マセヌガ、併ナガラ之ヲ縱シ半分ト見積ツテモ五六万圓

ノ增收ヲ見ル、ソレカラ此一般ノ亂獵ト云フコトガアリマシタガ、既ニ今回モ數通狩獵案ノ件ニ付キマシテハ、請願書モ出テ居リマスガ、或方面ニ於テハサウ云フ御感覺ハナイカモ知レナイガ、多クハ山間僻地ト云フ點カラ云フ害惡虫ノ害ヲ爲ス者ガ夥シイモノ

デ、近來ハ非常ニ農民モ困ツテ居リマス、今回ハ農民ニ付キマシテハ獨リ此問題ニ付テノミナラズ、餘程一般ニ重キヲ置イテ居ラレマスガ、ドウカ是モ間接テアリマスケレドモ、ツマリ農民保護ニ付テノ案デアリマス、是モ見込テアリマスガ、特別委員ノ方モ御贊成ニナシテ居ル問題デアリマスカラ、ドウカ此委員會ニ於テモ御贊成アラムコトヲ偏ヘニ

希望致シマス

○關田嘉七郎君 私ハ農民保護ノ趣意ニ於キマシテ、又害蟲驅除ノ點ニ於キマシテ、是ハ原案ヨリモト高ク致シタノデアリマスケレドモ、已ムヲ得ズ政府案ニ同意ヲ表シテ決議シタ報告カラ採リマス、特別委員ノ決議シタ報告ニ御同意ノ方ハ起立置キマス

〔「定數ヲ缺イテ居リマセウカ」ト呼フ者アリ〕

○委員長(菊池侃二君) 決ヲ採リマス、第一修正說カラ採リマス、即チ特別委員ノ決議シタ報告カラ採リマス、特別委員ノ決議シタ報告ニ御同意ノ方ハ起立

起立者 多數

○委員長(菊池侃二君) 九人デアリマス、多數デアリマスカラヤハリ修正說ニ決シマス、ソレデハ是デ全ク終リマシタ直チニ委員長へ報告ヲ致シマス

午後四時五十一分散會

明治四十三年二月十日印刷

明治四十三年二月十日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷局